

平成27年度事業計画書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

【基本方針】

わが国の経済情勢は、日本銀行の金融緩和策が実施されたこともあり、緩やかな回復基調が続いている。

当協会は基本財産の運用による収入をもって事業を実施しているが、日本銀行による金融緩和策は平成27年度においても継続されることとなっており、長期金利は低金利状況が続くことが予想される。そのため、基本財産の運用にあたっては、今後も適切なリスク管理を行い効率的・安定的な運用収入の確保を図る必要がある。

なお、事業の実施にあたっては、対米請求権事業の見直しに関する答申に基づき、社会経済情勢の変化に対応した事業展開を基本的な視点とし、協会の財政的に限られた運営資源を効果的に活用することを踏まえ、現行事業の見直しを行い、当協会の目的である「被害者等の支援」、「地域における文化の高揚」、「地域の振興」に係る公益目的事業を実施する。

【事業計画】

公益目的事業

1. 市町村等振興助成事業

(1) 対米請求権地域振興事業

地域の特性を生かした個性豊かな地域づくりを促進することによって、住民の健康で文化的な生活の確保に資するため、対米請求権事案に係る被害者等の援助事業の一環として、市町村等が行う地域振興事業に要する経費で、下表の事業に対し助成する事業である。

平成27年度は、助成率及び助成限度額の引き下げを行い、助成金1億6,172万6,000円を交付する。

事業名	助成率等
① 地域活性化推進事業 ② 地域産業振興事業 ③ 地域環境保全推進事業 ④ 地域文化振興事業 ⑤ 地域国際交流推進事業 ⑥ 地域情報化推進事業	・ 助成率 経費の80%以内 ・ 助成限度額 300万円
⑦ 地域学力向上支援事業	・ 助成率 80% ・ 助成限度額 市町村の人口規模による (80万円～240万円)

(2) 対米請求権市町村軍用地跡地利用対策事業

駐留軍用地跡地等の総合的かつ計画的な有効利用を促進することによって、住民の生活環境整備と福利増進に資するため、対米請求権事案に係る被害者等の援助事業の一環として、市町村等が行う軍用地跡地利用対策事業に要する経費の80%以内で300万円を限度額として助成する事業である。

平成27年度は、助成率及び助成限度額の引き下げを行い、1件に対し助成金300万円を交付する。

2. 地域活性化助成事業

地域活性化助成事業は第1部と第2部に分かれており、第1部は、地域づくり団体等が、地域の振興及び活性化を目的として地域づくりの担い手となる人材の育成及び地域づくりに関する情報の共有、活用等を図るために実施するワークショップ、フォーラム、セミナー等の交流事業の企画を募集し、応募されたものの中から所定の審査を経て選定された事業に対し経費の90%以内で30万円を限度額として助成する事業である。平成27年度は、事業規模の拡充を行い、35件に対し助成金1,050万円を交付する。

第2部は、県及び市町村が行う大規模プロジェクトの取り組みを支援するため、応募されたものの中から所定の審査を経て選定された事業に対し経費の90%以内で100万円を限度額として助成する事業である。平成27年度は、1件に対し助成金100万円を交付する。

3. 人材育成助成事業

将来を担う子供たちの学力向上を通して人材育成を図るとともに、中・長期的な観点から地域の振興に寄与するために、地域の有志等が主宰する「ユイマール塾」の運営に対し、応募されたものの中から所定の審査を経て認定のうえ助成する事業である。

平成27年度は、助成限度額の引き下げと事業規模の縮小を行い、小学生塾11件及び中学生塾6件に対し助成金987万円を交付する。

4. 地域振興研究助成事業

沖縄県における地域振興及び文化の高揚に寄与する調査研究を自主的に行おうとする県内の法人及び団体等を支援するため、その研究企画を募集し、提案されたものの中から所定の審査を経て選定された政策提案型の研究に対し、経費の90%以内で150万円を限度額として助成する事業である。

平成27年度は、助成限度額の引き下げを行い、2件に対し助成金300万円を交付する。